

宇治市監査委員公表第 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 3 0 日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

真 田 敦 史

- 1 監査の結果を公表した日
令和 8 年 6 月 1 7 日（宇治市監査委員公表第 1 0 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課

西小倉地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	施設設備等の維持管理について 警備等業務委託について、業務完了前の支払いが見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。	履行確認後の支払いとするよう、委託業者との調整を行っている。

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課

南宇治地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	施設設備等の維持管理について 清掃等業務委託について、業務完了前の支払い及び業務完了報告書の未受理が見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。	業務完了報告書の提出を受けた上で履行確認後の支払いとするよう、委託業者との調整を行っている。